平成２１年（フ）第２４７号
広島県福山市手城町２丁目22番22号
債務者　村上　寿一
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第８１５号
東京都八王子市大和田町５丁目25番24―502号
債務者　石井　恵美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１９４６７号
東京都目黒区八雲３丁目24番９号
破産者　株式会社キーウエスト
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９４６８号
東京都大田区久が原５丁目27―３―108
破産者　渡辺　　崇
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１３６７号
東京都清瀬市松山２丁目９番27号
破産者　第一通商株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１３６９号
東京都清瀬市松山２丁目９―27
破産者　白石　麗子
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１４７１号
茨城県つくば市吉瀬1229番１号
破産者　合資会社ブレイブ
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１４７２号
茨城県つくば市学園南Ｄ24―７―305、住民票上の住所茨城県つくば市吉瀬1229―１
破産者　高山　謙一
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１５１５号
東京都豊島区西池袋５―13―13―1303、開始決定時の住所埼玉県入間市高倉３丁目５―26―320
破産者　徳益　　健
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２号
東京都中央区日本橋小伝馬町17番17号
破産者　有限会社モルト
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２８号
神奈川県小田原市寿町４―17―26―Ａ―12、住民票上の住所神奈川県足柄上郡大井町金手８―13
破産者　渡部　俊浩
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０６号
秋田県山本郡八峰町八森字磯村120番地の７
破産者　東北白金電波株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０８号
秋田県能代市落合字中大野33―６
破産者　鵜名山恒春
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８２４号
東京都葛飾区青戸３丁目20番３号202
破産者　みちのく農産株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９５号
東京都新宿区早稲田南町35―202
破産者　村上　豊和
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６０号
東京都江戸川区中葛西６丁目５―７
破産者　松橋　昭彦
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６１号
東京都江戸川区中葛西６丁目５―７
破産者　松橋紀美枝
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２５号
東京都新宿区愛住町23番地14
破産者　株式会社メディアグリッド
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８１号
東京都渋谷区道玄坂１丁目20番12号
破産者　株式会社オフィスディクリエイト
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２７５号
東京都八王子市別所１丁目38―３―801
破産者　加藤　　繁
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２５６９号
東京都足立区島根２丁目17―２、開始決定時の住所東京都八王子市台町３丁目22―１―320
破産者　富岡　孝之
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部